

各部会における審議状況等について

令和7年7月1日
京都府環境審議会 総会

■ 所管事務

環境基本計画その他の環境に係る基本的事項に関すること
(他の部会の所掌に属するものを除く)

■ 事務局

総合政策環境部 脱炭素社会推進課

■ 令和6年度の審議状況等

部会開催日	審議事項等
7月26日	【審議事項】 <ul style="list-style-type: none">・京都府環境基本計画の見直しについて・京都府環境基本計画の見直しに向けたアンケート案等について 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none">・京都府環境基本計画の評価結果について・京都府環境基本計画の見直しについて（諮問）
11月27日	【審議事項】 <ul style="list-style-type: none">・京都府環境基本計画の進捗状況について・京都府環境基本計画の見直しの基本的な考え方について 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none">府民向けアンケートの実施結果について
2月25日	【審議事項】 <ul style="list-style-type: none">・京都府環境基本計画の見直しの基本的な考え方について 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none">・京都府環境基本計画の進捗状況について・アンケートの実施結果について
3月24日	【審議事項】 <ul style="list-style-type: none">京都府環境基本計画の見直しの基本的な考え方について

■ 令和7年度の部会開催予定

部会開催日	審議事項等	備考
5月9日	【審議事項】 ・京都府環境基本計画の見直しについて	6月府議会 概要案報告
7月29日	【審議事項】 ・京都府環境基本計画の見直しについて	9月府議会 ・中間案報告 ・パブリックコメント
11月頃	【審議事項】 ・京都府環境基本計画の見直しについて ・京都府環境基本計画の進捗状況について	12月府議会 最終案提示

第1章 計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景

SDGs、パリ協定、**IPCC第6次報告書**、**第六次環境基本計画**、**ウェルビーイング**等

■ 計画の位置づけ

- ・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
- ・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
- ・府総合計画の環境分野の個別計画
- ・環境教育等促進法に基づく都道府県行動計画

■ 計画期間 概ね**2040年**目途

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

■ 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・情報通信技術の急速な進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・**ロシアによるウクライナ侵攻等に起因するエネルギー価格の上昇**等

■ 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- ・京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
- ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- ・京都のまちづくりを支える力

■ 京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進
着実な取組の一方で温暖化は進行
緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務
(パリ協定、**IPCC第6次報告書**、**COP28**
気候変動適応法、気候変動適応計画)
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
再エネの導入や利用拡大を促す取組が必要
(**第6次エネルギー基本計画**、水素基本戦略)
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
希少種保全と外来生物防除等生物多様性の保全
(**生物多様性国家戦略2023-2030**)
- ・限りある資源を大切にす循環型社会づくり
廃棄物3Rに加え、海洋漂着物、食品ロス等取組推進
(G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
第五次循環型社会形成推進基本計画
プラスチック資源循環戦略)
- ・府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
大気や水質等環境基準の達成、継続

第3章 京都府の将来像（2050年頃）

京都の「豊かさ」をはぐむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

第4章 計画の基本となる考え方

■ 「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが幸せを実感できる状態」をはぐむ

- 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出
3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

第5章 分野横断的施策の展開方向（2040年目途）

環境 ×

経済活性化
地域の強靱化
地域活性化
暮らしの質向上
人材育成

- ① **GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上**
環境配慮型ビジネスへの評価向上とGXによる産業振興、京都府独自のネットワークを活用した適応ビジネスの創出、企業と連携したSDGs経営の促進等
- ② **安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強しなやかな社会の実現**
気候変動適応策の推進、**持続可能な**グリーンインフラを活用した強靱化、エネルギー自立分散化等
- ③ **自然資本をはじめとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進**
交流による環境保全活動と地域活性化と**ウェルビーイングの同時実現**、森の保全と利活用による**地域振興**等
- ④ **「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが幸せを実感できる状態」を実感できる持続可能なライフスタイルへの転換**
脱炭素行動変容と生活の質の向上、低炭素で健康かつ快適な住まいの普及等
- ⑤ **持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進**
子ども達へのきめ細かい環境教育、環境活動を通じた社会関係資本の構築等

第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）

- ① **脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化**
徹底した省エネの推進、再エネの主力電源化
フロン対策の推進
温室効果ガス吸収源対策・施策
- ② **循環型社会を目指した循環経済への移行の促進**
産業廃棄物の3R・資源循環の促進、
消費者の意識啓発、プラスチックごみの削減、食品ロスの**発生抑制**、**環境保全型農業**の推進、**海洋漂着物対策**

京都府の
地域特性に
応じた取組

- ③ **安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上**
環境モニタリングと**情報発信**、環境アセスメント、有害化学物質等対策、気候変動適応策、分散型エネルギー供給システム、災害廃棄物対策、不法投棄の未然防止
- ④ **自然と生活・文化が共生する地域社会の継承**
多様な生態系の保全、里地・里山の再生
豊かな農林水産資源の保全・利活用
生物多様性の知見の集積と**人材育成**、外来生物対策

第7章 計画の推進

- ・ 本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・ 京都府環境審議会における検証等徹底したP D C Aサイクルにより進行管理を実施。概ね5年後に見直し。

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都の持つ「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年（当面の施策の方向性）

将来像実現に向けた施策展開の基本となる考え方

「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが
幸せを実感できる状態」をはぐくむ

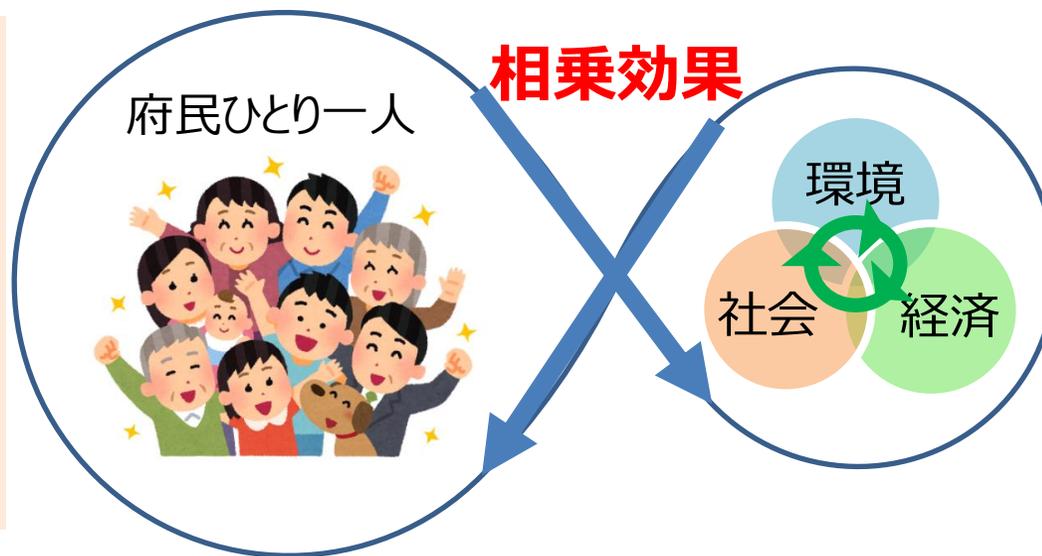
相乗効果

環境・経済・社会の好循環の創出

- スタートアップなど将来性ある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展などから生み出される**環境価値の創出**による、快適性や安心・安全が実感できる暮らしの実現
- これまで培われてきた**京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」**である歴史・伝統・文化や、人的資本と自然資本を地域間連携を図りつつ育み活用し、次世代へと繋いでいく社会の実現
- 府民や事業者、府外の関係者（関係人口・交流人口）など多様な主体を包摂的に巻き込み、個々の絆を深め**協働**（社会関係資本の構築）し、環境問題を自分ごととして行動していく社会の実現

将来像実現に向けた施策展開の基本となる考え方

環境・経済・社会の三側面を統合的に向上させることで、「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが幸せを実感できる状態」をはぐくみ、またそれにより環境・経済・社会の好循環をはかっていく



上記基本となる考え方の根幹をなす3つの柱

柱① 環境価値の創出

スタートアップなど将来性ある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現

柱② 京都ならではの豊かさ

京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の保全と活用

柱③ 協働

府民や事業者と府外の関係者（関係人口）を含めた一人一人が個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現

柱① 環境価値の創出

～スタートアップなど将来性ある企業の集積による長期的な経済成長（京都版GX）や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現～

- ・ 脱炭素行動の定着を通じた幸福・快適・安心・安全な暮らしの実現により、「ウェルビーイング＝府民一人ひとりが幸せを実感できる状態」につながる社会の実現
- ・ ZET-valleyなど、脱炭素技術の集積地化に伴う地域での産業振興
- ・ DX技術を活用した脱炭素行動への転換支援やナッジ理論の活用による苦にならない行動変容の推進 など

柱②

京都ならではの豊かさ

～京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の保全と活用～

- ・ 歴史と文化を重んじ優れた技術を有する府内事業者などの民間活力の利用促進
- ・ 京都の多様な自然資本の保全だけでなく活用することによる、地域振興やネイチャーポジティブの促進
- ・ 京都の強みである大学生など多様な人財の活力を活かした取組の推進 など

柱③ 協働

～府民や事業者と府外の関係者一人ひとりの個性を活かし連携し自ら行動していく地域社会の実現～

- ・ 環境意識の個人差や地域差を想定した、幸福感や快適性の向上に繋がるきめ細かい支援策の実施
- ・ 府民、事業者、NPO法人などに「学生のまち」である京都の強みである大学生などの若手、府外の関係者（旅行者や出身者等）など多様な人材を包摂的に巻き込むNEWオール京都体制による行動展開
- ・ 府外の関係者へのウェルビーイング訴求による環境に関わる交流人口の増加や担い手確保 など

■ 所管事務

脱炭素社会の推進に関すること

■ 事務局

総合政策環境部 脱炭素社会推進課

※ 下表における条例・計画名を以下の通りとする。

- ・ 京都府地球温暖化対策条例⇒「**温対条例**」
- ・ 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 ⇒「**再エネ条例**」
- ・ 京都府地球温暖化対策推進計画⇒「**温対計画**」
- ・ 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン ⇒「**再エネプラン**」

■ 令和6年度の審議状況等

部会開催日	審議事項等
11月27日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対計画の見直しについて（諮問） ・ 再エネ条例の見直しについて（諮問） <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対計画の見直し及び進捗状況について ・ 再エネ条例の改正等について
2月25日	<p>【審議・報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対条例の見直しについて（諮問） ・ 温対条例及び温対計画の見直しについて ・ 再エネプランの検討状況について（報告）
3月24日	<p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対条例及び温対計画の見直しについて ・ 再エネ条例の改正等について

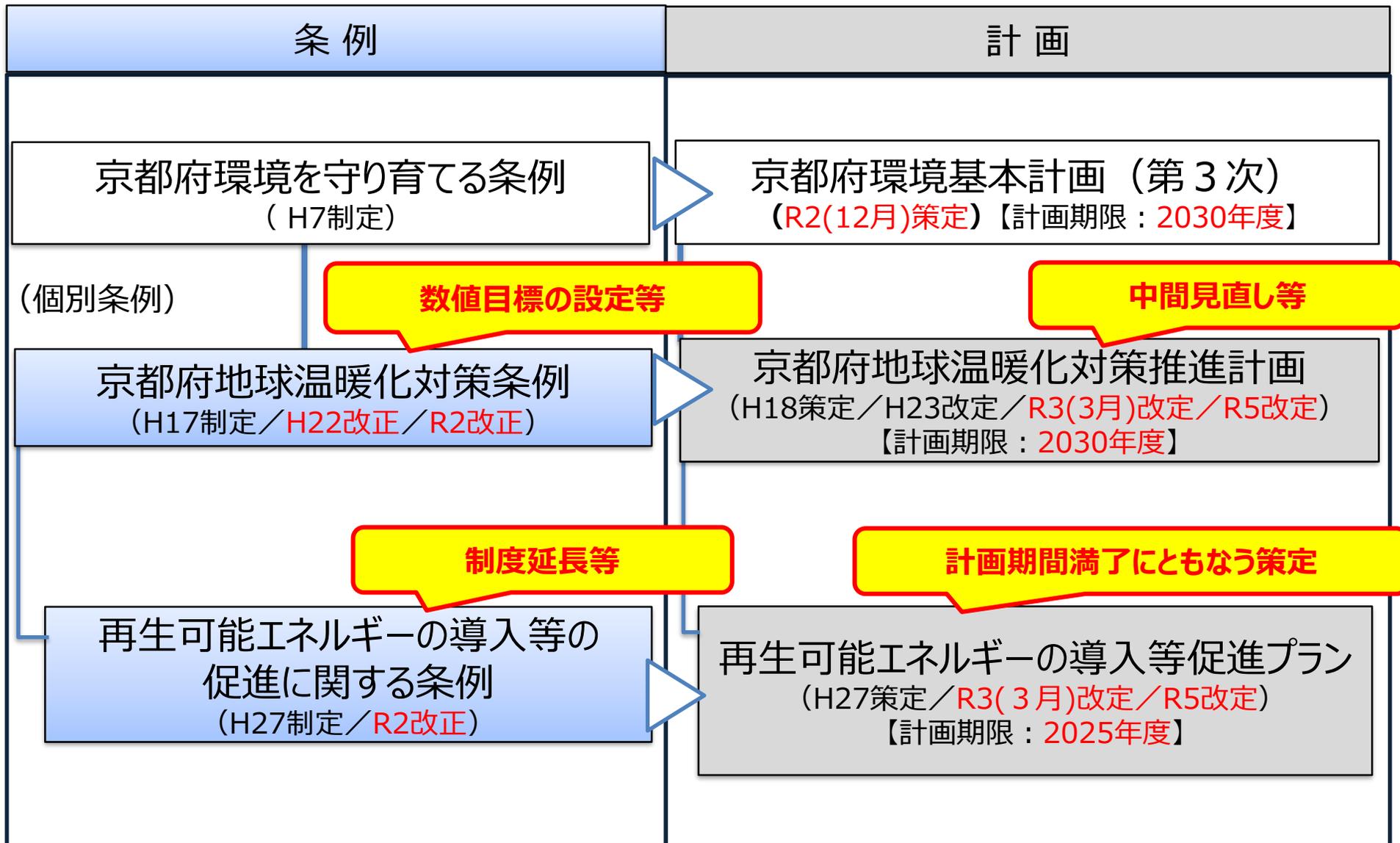
※ 下表における条例・計画名を以下の通りとする。

- ・ 京都府地球温暖化対策条例⇒「**温対条例**」
- ・ 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 ⇒「**再エネ条例**」
- ・ 京都府地球温暖化対策推進計画⇒「**温対計画**」
- ・ 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン ⇒「**再エネプラン**」

■ 令和7年度の部会開催予定

部会開催日	審議事項等	備考	部会開催日	審議事項等	備考
4月30日	【審議事項】 ・温対条例及び温対計画の見直しについて 【報告事項】 ・再エネプランの策定について		8月頃	【審議事項】 ・温対条例及び再エネ条例の改正について ・温対計画の見直しについて	【9月府議会】 ● 条例 中間案報告 パブリックコメント ● 計画 概要案報告
5月13日	【審議事項】 ・温対条例及び温対計画の見直しについて ・再エネ条例の改正等について	【6月府議会】 ● 条例 概要案報告	10月頃	【審議事項】 ・温対条例及び再エネ条例の改正について ・温対計画の見直しについて 【報告事項】 ・再エネプランの策定について	【12月府議会】 ● 条例 最終案提示 ● 計画 中間案報告 パブリックコメント
7月8日	【審議事項】 ・温対条例及び再エネ条例の改正並びに温対計画の見直しについて 【報告事項】 ・再エネプランの策定について		1月頃	【審議事項】 ・温対計画の見直しについて 【報告事項】 ・再エネプランの策定について	【2月府議会】 ● 計画 最終案提示
7月29日	【審議事項】 ・温対条例及び再エネ条例の改正並びに温対計画の見直しについて ・温対計画の進捗状況について 【報告事項】 ・再エネプランの策定について				

(京都府温暖化対策・エネルギー施策の体系図)



(京都府地球温暖化対策条例の改正 (案))

■ 京都府地球温暖化対策条例の改正の概要

- ・ 温室効果ガス排出量の新たな削減目標の設定

2030年度 ▲40%以上	➡	2030年度 ▲46%以上※
		2035年度 ▲60%
		2040年度 ▲73%

※ 現行の京都府地球温暖化対策推進計画（R5.3改定）の削減目標である46%以上に合わせる

- ・ 温室効果ガスの排出抑制を図るための府民による日常生活におけるエネルギー使用量の把握と府による支援

■ 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の概要

- ・ 再エネ導入計画認定制度（中小企業等による再エネ導入等の計画認定及び税制優遇）の延長

- 計画の期間 : **2026年度から2040年度**
- 計画の位置付け : 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

京都府の将来像		施策の基本的考え方
2050年頃	京都の「豊かさ」をはぐむ脱炭素で持続可能な社会 将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す	
2040年頃	府民一人ひとりのウェルビーイングの向上と 環境との共生による安心・安全が実感できる社会	

- ・ 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- ・ 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- ・ 徹底した省エネ・再エネの最大限の導入・利用を推進
- ・ GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- ・ 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

緩和策

目標（2013年度比）
 → 温室効果ガス排出量を2030年度に46%以上、
2035年度に60%削減、2040年度に73%削減を目指す

適応策

目標 → 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

加速すべき取組の方向性 → 関係する分野の取組に反映

<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素なライフスタイルへの転換 ■ 交通・物流の脱炭素化の推進 ■ フロン対策の推進 ■ 温室効果ガス吸収源の対策 ■ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素経営の促進 ■ 再エネの最大限の導入・需要創出 ■ 資源循環の促進 ■ 新たな環境産業の育成・支援
---	---

対象分野 → 対象分野ごとに実施すべき取組

<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動（産業・業務） ● 家庭（電気機器・住宅含む） ● 再生可能エネルギー ● 廃棄物、環境物品等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通・物流（運輸） ● 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む） ● 代替フロン ● 温室効果ガス吸収源
--	---

適応策に関する基本的事項

推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

<対象分野>

① 農林水産部	② 水環境・水資源
③ 自然生態系	④ 自然災害
⑤ 健康	⑥ 産業・経済活動
⑦ 府民生活 など	

+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「**京都気候変動適応センター**」
 + 熱中症対策の強化（京都府熱中症対策方針）

横断的取組

- 大学、ZET-valleyのスタートアップ企業、研究機関等と連携した脱炭素のイノベーションの創造・社会実装
- 脱炭素に資する社会インフラの構築
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 概ね5年後に見直し

- **令和8年度からの次期再エネプラン策定を目指し、1月から「再エネプラン委員会」で議論を開始**
- **現行プランの基本的な施策を踏襲しつつ、2040年度の目標に向かって、具体的な施策において「京都市らしい」取組等を規定していくことで概ねの意見**となっているところ。

1 位置付け

目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示し、施策実施等に必要な事項を定める計画

2 期間

令和22（2040）年度を見据えた令和8（2026）年度からの計画

※2030、2035年度ごとの進捗を管理できるよう、5年に1回、プラン・施策を不断に見直し

3 京都府を取り巻く状況

- ＜国外＞ 異常気象やエネルギー危機、世界的なカーボンニュートラルの推進 等
- ＜国内＞ 再エネ主力電源化に向けた官民一体となった取組、制度面・技術面での課題 等
- ＜府内＞ 導入適地が限定的も、府民・事業者等での着実な再エネ導入・利用の拡大 等

4 基本的な考え方・将来像

- ・2050年の脱炭素で持続可能な社会を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、**2040年頃までに京都ならではの「豊かさ」を強みに環境価値だけではない新たな付加価値により、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都を実現**
- ・その実現に向けて、京都ならではの「豊かな自然や多彩な文化を生み出す力」「京都のまちづくりや産業を支える力」を活かし、再エネの導入・利用等の価値観や仕組みが浸透する政策を展開

5 目標数値

目標指標	2030年度 (目標値)	2040年度 (目標値)
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	25%	28～33%
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	36～38%	40～50%

6 目標達成に向けた施策の基本方針

- ・再エネの導入加速（供給） ・再エネの需要創出 ・地域共生型の再エネの普及促進
- ・産業やイノベーション、地域の振興 ・再エネの理解促進、担い手育成

■ 所管事務

廃棄物対策及び循環型社会の形成に関すること

■ 事務局

総合政策環境部 循環型社会推進課

■ 令和6年度の審議状況等

なし

■ 令和7年度の部会開催予定

部会開催日	審議事項等
8月～9月ごろ	【報告事項】 <ul style="list-style-type: none">・京都府循環型社会推進計画（第3期）の進捗状況について・盛土規制法施行に伴う京都府土砂条例の改正について

➤ **京都府循環型社会形成計画（第3期）の中間見直し**

計画期間は10年間であるが、令和4年3月に策定した同計画において、「策定後概ね5年後に見直し」とされていることから、**令和8年度に計画全体の中間見直し**を行うもの

➤ **京都府食品ロス削減推進計画の中間見直し**

令和4年3月に策定した同計画において、「策定後5年程度が経過した時点を目途に進捗を確認し、必要に応じて目標値及び施策の見直し」とされていることから、**令和8年度に目標値及び施策等の見直し**を行うもの

➤ **長期広域化・集約化計画の策定**

令和6年3月29日付環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」により、都道府県に対して、**令和9年度までに同計画を策定**することが求められているため策定するもの

- これら見直しや策定の方針については**今後、廃棄物・循環型社会形成部会で議論**する予定

R8年度見直し予定

1 基本的事項

<目的・背景>

- 地域循環共生圏の実現に向け、IoT・AI等の先端技術の進展を踏まえ、**サーキュラー・エコミー（循環経済）を目指す**とともに、コロナ禍等による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応するため、第2期計画を改定する。
- 本計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、**資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。**

<計画の位置づけ>

- 循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づき、国の基本方針等に沿って定める計画（法定計画）
- 府総合計画や府環境基本計画の個別計画（廃棄物分野）の位置づけ
- 府食品ロス削減推進計画や府プラスチックごみ削減実行計画、府災害廃棄物処理計画等の上位計画

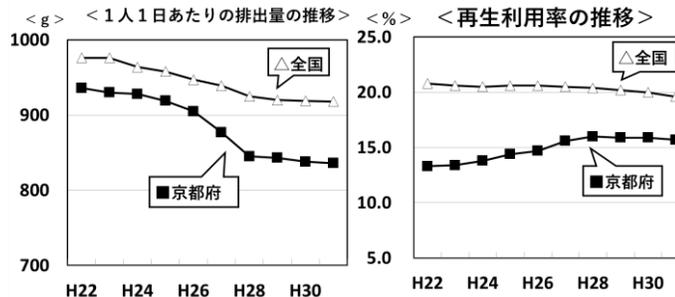
<計画の期間>

令和3年度から12年度までの10年間

2 現状と課題

<一般廃棄物の3R>

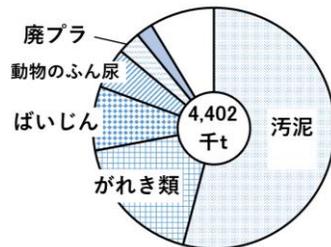
- 生活系排出量は、全国最少。
- 再生利用率は、上昇傾向であるが、全国平均を下回っている。
- 食品廃棄物やプラスチックごみの削減とともに、分別の徹底等が必要
- 過疎化や現施設の老朽化を踏まえたごみ処理施設の計画的整備が重要



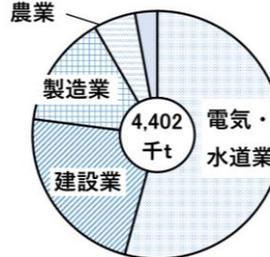
<産業廃棄物の3R>

- 排出量、再生利用量は殆ど横ばい
- 内訳では、電気・水道業（污泥、ばいじん）、建設業、製造業の割合が大きい。
- 中小企業等における2Rの促進が必要
- 建設廃棄物は最終処分量が多く、解体需要の増加により廃棄物も増加。特に、建設混合廃棄物の対策が重要
- リサイクル製品の安定した品質や安定して流通できる販売経路が必要
- AI・IoT技術を活用した産業廃棄物の処理システムの普及拡大が必要

廃棄物の種類別排出量 (令和元年度)



事業種別の排出量 (令和元年度)



<廃棄物の適正処理>

- 内陸域の散乱ごみ対策を含めた流域一帯の海岸漂着物等の対策が必要
- 耐用年数の経過により、今後、多量廃棄が見込まれる太陽光パネルの適正処理の確保が必要
- 受け皿となる産廃処理施設の新たな整備が課題
- 産業廃棄物の不法投棄だけでなく、残土処分も含めた包括的な早期発見・初期対応が重要

<災害廃棄物対策>

- 全ての市町村における災害廃棄物処理計画の策定と仮置き場対策などの実効性確保が必要

<気候変動対策>

- 廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出抑制のため、プラスチックごみの一層の削減とエネルギー回収が重要

<WITHコロナ・POSTコロナへの対応>

- コロナ禍におけるライフスタイルやビジネススタイルの大きな変化への対策が必要。このためには、個々の取組を更に情報発信し大きな取組の輪につなげることが重要

R8年度見直し予定

3 循環型社会のビジョン(2030)

- 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、再使用の2Rの取組がより進むサーキュラー・エコミーが構築され、**廃棄物が限りなく削減される循環型社会**
- AI・IoT等の先端技術の活用や、環境に配慮したビジネススタイルへの転換の促進など、地域循環共生圏の創出に資するESG経営が促進され、**環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会**
- 環境リスクへの適正管理が行われるとともに、市町村と連携し平時から廃棄物処理システムの強靱化等を図り、災害時に速やかな生活基盤再建を果たす災害廃棄物の処理体制が確保され、**安心・安全な暮らしを支える社会**
- 環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換が、**多様な主体とのパートナーシップ（オール京都）で実現される社会**

4 数値目標

<一般廃棄物>

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
排出量(万t)	79.6	71.0
再生利用率(%)	15.7	20.0
最終処分量(万t)	10.7	9.2
容器包装プラスチック排出量(万t)	2.8	1.8
家庭系食品ロス(万t)	5.6	4.4

<温室効果ガス>

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
一般廃棄物焼却により発生する温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	4.2	6.1

<産業廃棄物>

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
排出量(万t)	440.2	422.3
再生利用率(%)	44.2	45.4
最終処分量(万t)	10.7	7.0
廃プラスチック類排出量(万t)	13.5	7.4
事業系食品ロス(万t)	5.9	5.0

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
産業廃棄物焼却により発生する温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	2.7	1.4

6 各主体の役割

- ・府民、NPO等、観光客、事業者、廃棄物処理業者、市町村、府の役割を明示
- ・府は各主体間をコーディネートし、各主体が連携した広域的取組みを推進

5 施策の展開

モノを大切に「もったいない」などの精神は、私たちの暮らしの中に息づく、京都府環境基本計画に掲げる京都の豊かな力であり、これを基本にしつつ本計画における目標を達成するため、プラスチックごみ削減実行計画や食品ロス削減推進計画などの個別計画による施策を確実に推進するとともに、「3R・適正処理の推進」、「オール京都によるパートナーシップの強化」、「気候変動対策等へのチャレンジ」の3つの視点から施策を推進する。

<施策の基本的方向>

1 3R・適正処理の推進

- ・廃棄物の3R推進
 - 〔物の製造段階からリサイクルしやすい仕組みの支援
建設混合廃棄物の排出抑制、3R技術開発支援 等〕
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・廃棄物処理施設の整備促進
- ・不適正処理対策
- ・京都府の率先行動等

2 オール京都によるパートナーシップの強化

- ・エシカル消費ネットワークなどの関係団体との取組連携
- ・府民、関係団体等が一体となった不法投棄の監視強化
- ・多様な主体と連携した散乱ごみや海岸漂着物処理の体制構築
- ・大学・企業・研究機関と連携した循環型社会を担う人材育成、環境教育

3 気候変動対策等へのチャレンジ

- ・緩和策（廃棄物分野における温室効果ガス削減）の強化
- ・廃棄物処理施設の強靱化、適応策（災害廃棄物処理対策等）の強化

7 計画の進行管理

- ・毎年進捗を把握・評価管理
- ・計画策定後、概ね5年後に見直し

参考 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

- 循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（令和6年8月）。
- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、経済安全保障・産業競争力強化、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決に繋がる。

	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争・鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

R8年度見直し予定

国は、食品ロスの削減に向けて、令和元年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、国民運動として食品ロスの削減を推進している。

食品ロスの削減の推進に関する法律

（令和元年法律第19号、令和元年10月1日施行）

目的：国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため制定

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

（令和2年3月31日閣議決定（令和7年3月25日変更））

- I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向
- II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
 - 1 求められる役割と行動
 - 2 基本的施策
- III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
 - 1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画
 - 2 関連する施策との連携
 - 3 食品ロスの削減目標等
 - 4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国の目標

- ・家庭系食品ロスの発生量を、令和12年度までに平成12年度比で半減
- ・事業系食品ロスの発生量を令和12年度までに平成12年度比で60%減
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする。

R8年度見直し予定

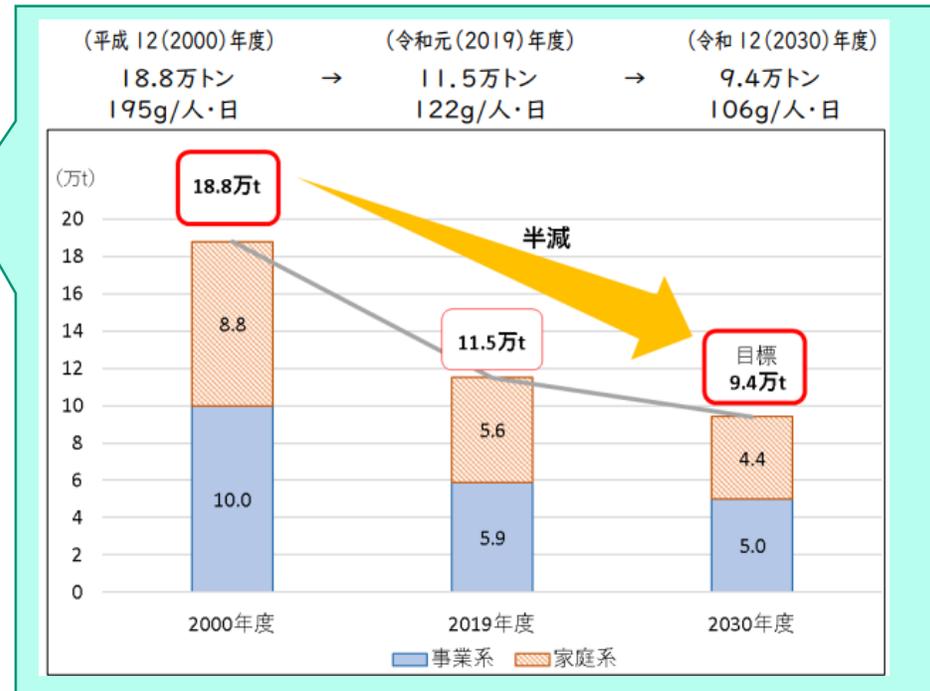
京都府食品ロス削減推進計画

■計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間

■数値目標

項目	現状	目標値 (2030年度)
① 食品ロスの発生量を2030年度までに2000年度比で半減することとする。	11.5万トン ※1人1日当たり 122g (2019年度)	9.4万トン ※1人1日当たり 106g
② 食品ロス問題を認知して削減に向けた複数の取組を行う消費者の割合を90%以上とする。	88.3% (2020年度)	90%以上
③ フードバンク活動の認知度の割合を75%以上とする。	61.7% (2020年度)	75%
④ 地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材を育成する。	— (新規)	100人
⑤ 食品ロス削減推進計画の策定・取組を実施する市町村数	3市町村 (2020年度)	全市町村 (26市町村)
⑥ 食べ残しゼロ推進店舗の登録店舗数	8% (対象事業所数のうち) (2020年度)	11% (対象事業所数のうち)



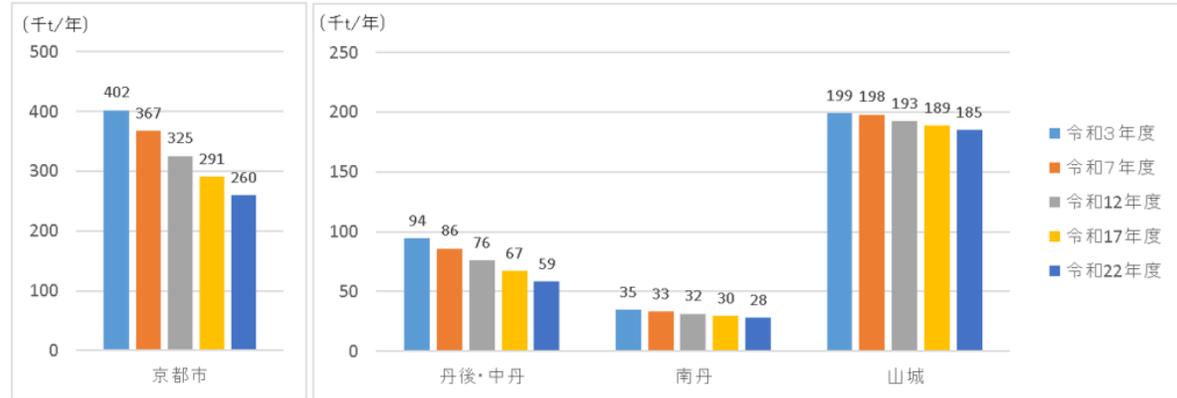
※計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に進捗を確認し、必要に応じて目標値及び施策の見直しを検討する。

R9年度までに策定

- 人口減少・少子高齢化下において**持続可能な処理体制を確保**するため、一般廃棄物処理の広域化や施設の集約化が必要。H31環境省通知に基づき、**令和5年12月、「京都府ごみ処理広域化プラン」を策定**。
- 同プランでは、**ごみ焼却施設の規模が100t/日以上**になることを基本として、市町村等の意向や既存行政ブロックの枠組等、人口減少に伴うごみ排出量の減少などを考慮し、**府域を4つの広域化ブロック**とした。**府が事務局となり府・市町村等で構成する会議体を各ブロックに設置し、広域化などの検討を継続**。
- さらに、R6環境省通知に基づき、2050年カーボンニュートラルを含めた**脱炭素化の推進**や**資源循環の強化**という観点も踏まえて、**R9年度までに「長期広域化・集約化計画」を策定予定**。



図8 広域化ブロック別におけるごみ総排出量の推計



出典：京都府ごみ処理広域化プラン

■ 所管事務

大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること。

■ 事務局

総合政策環境部 環境管理課

■ 令和6年度の審議状況等

なし

■ 令和7年度の部会開催予定

部会開催日	審議事項等
令和7年度末頃～ 令和8年度（※）	【審議事項】 ・京都府環境影響評価条例の見直しについて

※ 国の環境影響評価法施行令等の改正に係る進捗状況による

京都府環境影響評価条例の見直しについて

環境影響評価法の改正（令和7年6月公布）を踏まえ、京都府環境影響評価条例の見直しを検討。

【法改正の概要】

(1) 改正概要

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- 建替事業（※）に係る配慮書については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする。
- 一方、既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする。

※建替事業

既設工作物を除却又は廃止し、「同種の工作物」（*1）を「同一又は近接した区域」（*2）に新設する事業

*1 同種の工作物：建替え前後の規模比が、政令で定める数値の範囲内であるものに限る。

*2 近接した区域：政令で定める距離までの区域

建替事業の場合

	現行	改正後
事業概要	○必要	○必要
事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価	○必要	×不要
工作物に係る環境配慮	○必要	◎必要 (既存事業の環境影響を踏まえ、具体的な環境配慮を記載)
環境大臣意見の提出	○あり	○あり

【法改正の概要】**② アセス図書の継続公開**

事業者による縦覧期間後においても、あらかじめ当該図書を作成した事業者の同意を得た上で、環境大臣がアセス図書入手し、インターネットにより継続公開することを可能とする。

(2) 施行期日**① 建替事業関係**

公布の日から起算して2年を超えない範囲で政令で定める日
(令和9年4月頃と想定)

② アセス図書公開関係

公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日
(令和8年4月頃と想定)

京都府環境影響評価条例の見直しについて（案）

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- 法改正を踏まえ、条例についても同様の対応を検討する必要があるのではないか。
- なお、法では、建替事業とみなす要件（建替前後の規模比及び距離）を政令で定めることとしているが、現時点で内容は未定



当該政令の内容が判明次第、環境審議会に諮問の上、条例改正に向けた検討を進める。

② アセス図書の継続公開

- 府条例では、従前から、事業者に同意を得た上で府ホームページ上で継続公開を行っており、改正は不要。

■ 所管事務

自然環境の保全並びに鳥獣の保護、管理及び狩猟に関すること

■ 事務局

総合政策環境部 自然環境保全課及び農林水産部 農村振興課

■ 令和6年度の審議状況等

部会開催日	審議事項等
9月14日	【報告・審議事項】 ・第13次鳥獣保護管理事業計画の一部変更について（諮問）

■ 令和7年度の部会開催予定

部会開催日	審議事項等
8月下旬～9月上旬	【審議事項】 ・京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について ・第13次鳥獣保護管理事業計画の一部変更について

■令和7年度審議事項

京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について

本計画は、京都丹波高原国定公園の多様な生態系の維持又は回復を図るため、生態系に支障を及ぼす動植物の防除等によって、森林生態系に対する影響の低減を図ることを目的に策定したものの、本計画の計画期間が平成28年4月1日から平成38（令和8）年3月31日までとなっていることから、令和7年度中に改定を行う。

■令和8年度以降の予定

京都府生物多様性地域戦略（H30.3策定、R5.10一部改定）の改定について

平成30年3月に策定した本戦略は、令和9年度に短期目標の達成年を迎えることから、これまでの取組状況や社会情勢の変化を踏まえ、令和9年度中に改定を行う。

長期目標 2050（令和32）年

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進める。

短期目標 2027（令和9）年

- ① 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- ② 人の積極的な関与による里地域の再生
- ③ 早期対策による外来生物の脅威の排除
- ④ 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成



令和9年度
改定

■「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める 各種計画の制定又は変更に伴う意見聴取

鳥獣保護管理事業計画（法第4条）

都道府県知事が地域の鳥獣の生息状況や特性を踏まえ、野生鳥獣を適切に保護・管理するために計画し、現在、第13次鳥獣保護管理事業計画の期間中（R4.4.1～R9.3.31）計画では以下の内容を定めている。

- ・鳥獣保護区等に関すること
- ・鳥獣の捕獲等に関すること
- ・特定猟具使用禁止区域等に関すること
- ・第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関すること
- ・鳥獣の生息状況調査
- ・実施体制の整備
- ・その他、傷病野生鳥獣の救護や普及啓発に関すること

特定鳥獣保護管理計画（第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画）

- ・第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（期間：R4.4.1～R9.3.31）
- ・第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）（期間3.11.1～R9.3.31）
- ・第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（期間：R4.4.1～R9.3.31）
- ・第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（期間：R4.4.1～R9.3.31）

鳥獣保護管理法の改正や、社会情勢の変化を踏まえ、上記計画の見直しや変更を行う際に審議会の意見を聴取しています。

- **所管事務**
温泉の掘削等に関すること
- **事務局**
健康福祉部 薬務課
- **令和6年度の審議状況等**

部会開催日	審議事項等
7月18日	【報告・審議事項】 <ul style="list-style-type: none">・土地の掘削許可申請に係る許可の可否について（諮問・答申）・動力装置許可申請に係る許可の可否について（諮問・答申）
2月25日	【報告・審議事項】 <ul style="list-style-type: none">・動力装置許可申請に係る許可の可否について（諮問・答申）

- **令和7年度の部会開催予定**

部会開催日	審議事項等
令和8年1～2月	【報告・審議事項】 <ul style="list-style-type: none">・土地掘削許可申請（諮問）・動力装置許可申請（諮問）※今後申請の見込み